

○揖斐川町起業チャレンジ応援事業補助金交付要綱

令和5年5月19日

告示第58号

(目的)

第1条 この告示は、揖斐川町における新たな仕事づくりと産業の活性化を図るため、町内で新たに起業又は新たな分野へ進出した事業者等に対し、その起業に要する経費について予算の範囲内において揖斐川町起業チャレンジ応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、揖斐川町補助金等交付規則（平成17年揖斐川町規則第41号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 新たに事業を興すことをいい、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により行うもの
 - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立して行うもの
- (2) 新たな分野へ進出 既存事業以外の新事業活動を開始すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 町内で起業する者又は新たな分野へ進出した者
- (2) 補助金の交付申請時において、申請者に町税及びこれに準ずる納付金の滞納がないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を営んでいない者であること。
- (4) 揖斐川町暴力団排除条例（平成24年揖斐川町条例第5号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない者
- (5) その他町長が適切でないと認める者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助金の額は別表のとおりとし、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助事業対象年度の2月末までに支払を完了する経費であること。
- (2) 用途、単価等が証拠書類等により確認可能な経費であること。
- (3) 他の公的機関等の補助金等を活用している経費は、補助の対象としない。

2 経費に係る消費税等(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額をいう。)の額は補助の対象から除く。

3 前項の補助金に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、揖斐川町起業チャレンジ応援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第2号)
- (2) 支出の根拠となる領収書等の写し
- (3) 営業許可証等の写し(許認可を必要とする業種の場合に限る)
- (4) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し

(補助金の交付決定)

第6条 町長は前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、揖斐川町起業チャレンジ応援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付しないときは揖斐川町起業チャレンジ応援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定による揖斐川町起業チャレンジ応援事業補助金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、揖斐川町起業チャレンジ応援事業補助金交付請求書(様式第5号)により町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、第6条第1項の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、揖斐川町起業チャレンジ応援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第9条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は前項の規定により補助金を返還させようとするときは、揖斐川町起業チャレンジ応援事業補助金返還通知書（様式第7号）により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

経費区分	補助対象経費	補助率等
需用費	事業の実施に要する消耗品費、印刷製本費	補助対象経費の2分の1 (千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、補助上限額は、20万円とする。
役務費	開業、法人設立に伴う司法書士等に支払う申請資料作成手数料等	
委託料	ホームページ等の作成委託料	
使用料及び賃借料	機械・道具等の使用料	
原材料費	試作品等の材料費	

負担金	研修会・商談会参加費等
備品購入費	起業に必要な機械器具・備品の購入費
その他	町長が必要と認める経費

補助金の交付の対象となる経費は、申請のあった事業の実施に係る別表の経費とする。ただし、次に掲げる経費については、交付対象外とする。

- (1) 通常の運営経費等
- (2) 賃金
- (3) 飲食費
- (4) 個人の資産形成に資するもの